

野田市会計事務規則及び野田市下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第32号

野田市会計事務規則及び野田市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

(野田市会計事務規則の一部改正)

第1条 野田市会計事務規則(平成25年野田市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第31条の見出しを「(指定公金事務取扱者)」に改め、同条第1項中「施行令第158条第1項又は第158条の2第1項その他法令の規定に基づき歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、あらかじめ、」を「地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の12第3項において準用する同条第1項に規定する申出書を受理したときは、速やかに」に改め、同条第2項中「前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該私人」を「市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者」に、「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「受託者証等」を「取扱者証等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、法第243条の2第2項の規定による告示をするときは、同項に規定する事項に加え、当該委託の期間を告示しなければならない。

第32条を次のように改める。

(公金の収納の委託)

第32条 法第243条の2の5第1項に規定する地方公共団体の長が定める収納に関する事務を委託することができる歳入等は、地方自治法施行規則第12条の2の20に規定する歳入等を除く全ての歳入等とする。

第33条の見出し中「収入事務受託者の事務」を「歳入の徴収及び歳入等の収納に関する事務の」に改め、同条第1項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「収納」を「歳入等の収納に関する事務」に、「受託者証等」を「取扱者証等」に改め、同条第2項中「収入事務受託者」を「指

定公金事務取扱者」に、「収納」を「歳入等の収納に関する事務」に、「受託者証等」を「取扱者証等」に改め、同条第3項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「歳入」を「歳入等」に改め、同条第4項中「者（以下「地方税収納事務受託者」という。）」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第5項及び第6項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第7項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「収納の事務」を「歳入等の収納に関する事務」に改める。

第34条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、」を「地方自治法施行規則第12条の2の12第1項の申出書を受理したときは、速やかに」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、法第231条の2の3第2項の規定による告示をするときは、同項に規定する事項に加え、当該指定の期間を告示しなければならない。

第34条第3項を削る。

第39条中「私人に支出事務を委託した場合における受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者等」に改める。

第78条第1項第7号中「地方自治法」を「法」に改める。

第81条を次のように改める。

（公金の支出の委託の報告）

第81条 法第243条の2の6第3項の規定による報告は、別に定める事項を記載した精算の結果に関する書類を会計管理者に提出する方法により行うものとする。

第82条及び第83条（見出しを含む。）中「支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者等」に改める。

第122条の見出し中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第1項中「施行令第158条第4項、第158条の2第3項又は第165条の3第3項」を「法第243条の2第8項」に改め、同条第2項を削る。

(野田市下水道事業会計規則の一部改正)

第2条 野田市下水道事業会計規則(令和元年野田市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第17条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」を加え、「徴収又は収納」を「徴収若しくは収納又は支出」に、「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第18条第5項並びに第22条第1項及び第6項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第35条の見出し中「支出事務」を「公金の支出」に改め、同条中「施行令第21条の11第1項」を「法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項」に、「私人に必要な資金を交付して支出事務」を「公金の支出に関する事務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条の規定により従前の公金事務を行わせる者については、第1条の規定による改正前の野田市会計事務規則第31条及び第33条の規定は、なおその効力を有する。

3 第1条の規定による改正後の野田市会計事務規則第34条第2項の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定による指定を受けた指定納付受託者(同項に規定する指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。)について適用し、この規則の施行の日前に同条第1項の規定による指定を受けた指定納付受託者については、なお従前の例による。